

松江市運動施設設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則ほか 2 規則をここに公布する。

令和 7 年 9 月 2 日

松江市長

上 定 昭 仁

松江市規則第 57 号

松江市運動施設設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則

松江市規則第 58 号

松江市中海振興多目的施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則

松江市規則第 59 号

松江市屋外広告物条例施行規則の一部を改正する規則

松江市運動施設設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則

松江市運動施設設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例（令和 7 年松江市条例第 39 号）の施行期日は、令和 7 年 11 月 29 日とする。

松江市中海振興多目的施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の施行期
日を定める規則

松江市中海振興多目的施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例（令和 7 年松
江市条例第 40 号）の施行期日は、令和 7 年 11 月 29 日とする。

松江市屋外広告物条例施行規則の一部を改正する規則

松江市屋外広告物条例施行規則（平成 20 年松江市規則第 57 号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分は、これに対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改め、改正前欄に掲げる規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（管理義務又は点検義務の対象となる広告物の高さ等） 第 16 条 略 2 条例第 16 条第 1 項及び条例第 16 条の 2 第 2 項の規則で定める広告物及び掲出物件の維持管理に関して必要な知識を有する者は、次の各号のいずれかに該当するものとする。 (1)～(3) 略 (4) 電気事業法(昭和 39 年法律第 170 号) 第 44 条第 1 項第 1 号から第 3 号までに掲げる第一種電気主任技術者免状、第二種電気主任技術者免状又は第三種電気主任技術者免状の交付を受けている者 (5) 略 3 略 （登録申請の様式及び添付書類） 第 23 条 略 2 略 3 条例第 30 条第 2 項の規則で定める書類は、次に掲げるものとする。 (1) 条例第 29 条第 1 項又は第 3 項の規定により登録を受けようとする者(以下「申	（管理義務又は点検義務の対象となる広告物の高さ等） 第 16 条 略 2 条例第 16 条第 1 項及び条例第 16 条の 2 第 2 項の規則で定める広告物及び掲出物件の維持管理に関して必要な知識を有する者は、次の各号のいずれかに該当するものとする。 (1)～(3) 略 (4) 電気事業法(昭和 39 年法律第 170 号) 第 44 条第 1 号から第 3 号までに掲げる第一種電気主任技術者免状、第二種電気主任技術者免状又は第三種電気主任技術者免状の交付を受けている者 (5) 略 3 略 （登録申請の様式及び添付書類） 第 23 条 略 2 略 3 条例第 30 条第 2 項の規則で定める書類は、次に掲げるものとする。 (1) 条例第 29 条第 1 項又は第 3 項の規定により登録を受けようとする者(以下「申

請者」という。)が法人である場合にあっては、当該法人の登記事項証明書及びその役員の_____略歴書(様式第 21 号)

(2)・(3) 略

4 略

(講習科目)

第 28 条の 2 講習会の講習科目は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 屋外広告物に関する法令に係る事項
- (2) 屋外広告物の表示の方法に関する事項
- (3) 屋外広告物の施工に関する事項

2 市長は、第 16 条第 2 項第 2 号から第 4 号まで又は次の各号のいずれかに該当する者が当該各号に掲げる者であることを証する書類を提出したときは、前項第 3 号の講習科目の受講を免除することができる。

- (1) 建築士法第 2 条第 4 項に規定する木造建築士の資格を有する者
- (2) 職業能力開発促進法(昭和 44 年法律第 64 号)に基づく職業訓練指導員免許所持者、技能検定合格者又は職業訓練修了者であって帆布製品製造に係るもの

様式第 24 号(第 26 条関係)

屋外広告業登録事項変更届

略

備考

1～3 略

4 法人の役員の氏名の変更の場合は、誓約書、登記事項証明書及び新役員の_____略歴書

請者」という。)が法人である場合にあっては、当該法人の登記事項証明書並びにその役員の住民票の抄本又はこれに代わる書面及び略歴書(様式第 21 号)

(2)・(3) 略

4 略

様式第 24 号(第 26 条関係)

屋外広告業登録事項変更届

略

備考

1～3 略

4 法人の役員の氏名の変更の場合は、誓約書、登記事項証明書、____新役員の住民票の抄本又はこれに代わる書面及び略歴書

を添付すること。 5・6 略	を添付すること。 5・6 略
-------------------	-------------------

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際、この規則による改正前の松江市屋外広告物条例施行規則に定める様式による用紙で、現に残存するものは、当分の間、使用することができる。